

＜氏の変更許可＞

1 概要

やむを得ない事情によって、戸籍の氏を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。

また、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭者又はその配偶者を除く。）で、外国人である父又は母の氏を称する場合にも家庭裁判所の許可が必要です。

※ やむを得ない事情とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。

※ 離婚に際して婚姻中の氏を選択した方で、旧姓に戻す「氏の変更」を希望する方は、本説明の末尾にある＜婚姻前の親の氏に戻る手続をご希望の方へ＞をご覧ください。

2 申立人（申立てができる人）

- ・ 戸籍の筆頭者及びその配偶者
- ・ 父又は母が外国人である者（15歳未満のときは、その法定代理人が代理します。）

※ 婚姻中に氏の変更の許可を求める場合には、夫婦での申立てが必要です。

3 申立先

- ・ 申立人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 申立人の住所地が茨城県内の場合の申立先は、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・ 申立人の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・800円分
- ・ 連絡用の郵便切手・・・500円×2枚，82円×4枚，52円×1枚，10円×5枚
合計1,430円分

（夫婦で申立てをする場合には、上記組合せの切手が2組必要となります。）

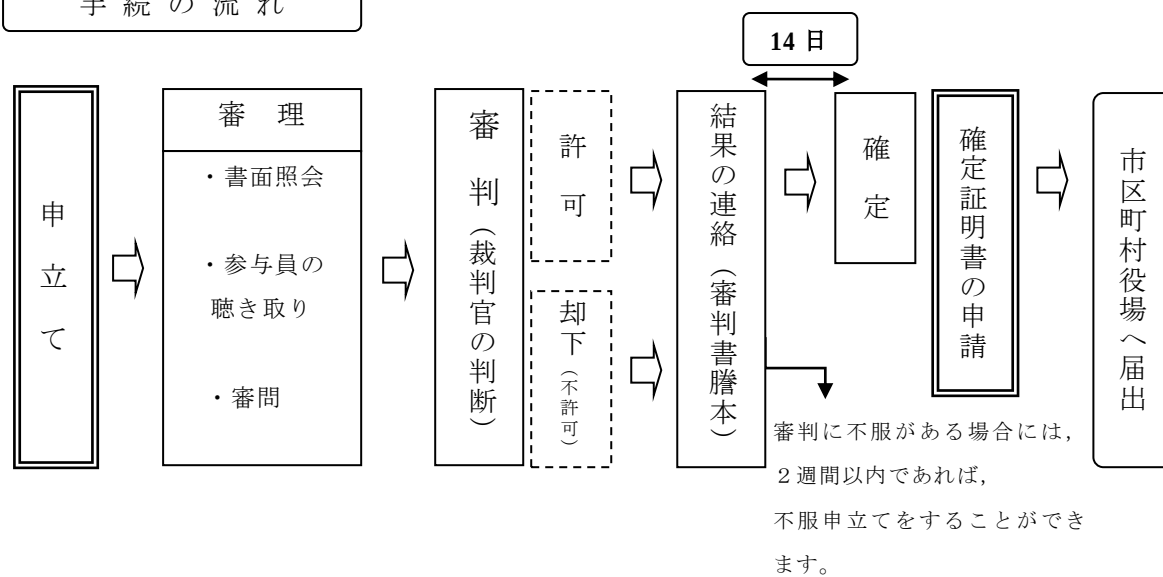
5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・ 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）1通（3か月以内に発行されたもの）
- ・ やむを得ない事情を証する資料
- ・ 同意書（同一戸籍内に15歳以上の者が記載されている場合）

筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることに伴い、自分の氏も「〇〇」と変更となることに同意する旨の記載，日付，署名，押印をした書面を作成してください。形式は適宜のもので結構です。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

手 続 の 流 れ



<婚姻前の親の氏に戻る手続きをご希望の方へ>

離婚の際に、婚姻中（元の夫または妻）の氏を称する届け出をした方が、婚姻前の親の氏に戻るためには、「氏の変更許可」という家庭裁判所の許可が必要です。

必要な書類

- 1 結婚前の戸籍謄本（親と一緒にの戸籍）
- 2 婚姻中の戸籍謄本
- 3 現在の戸籍謄本
- 4 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

※ 上記1～3の戸籍（除籍、改製原戸籍を含む。）が全て連続している必要があります。結婚離婚が複数回の場合、転籍、戸籍の改製等があった場合は、更に戸籍が必要になりますのでご注意ください。

※ 連続しているというのは、それぞれの戸籍謄本にどの戸籍から来たかという記載があり、かつ、各戸籍謄本に、申立人の記載があることです。

【イメージ図】

